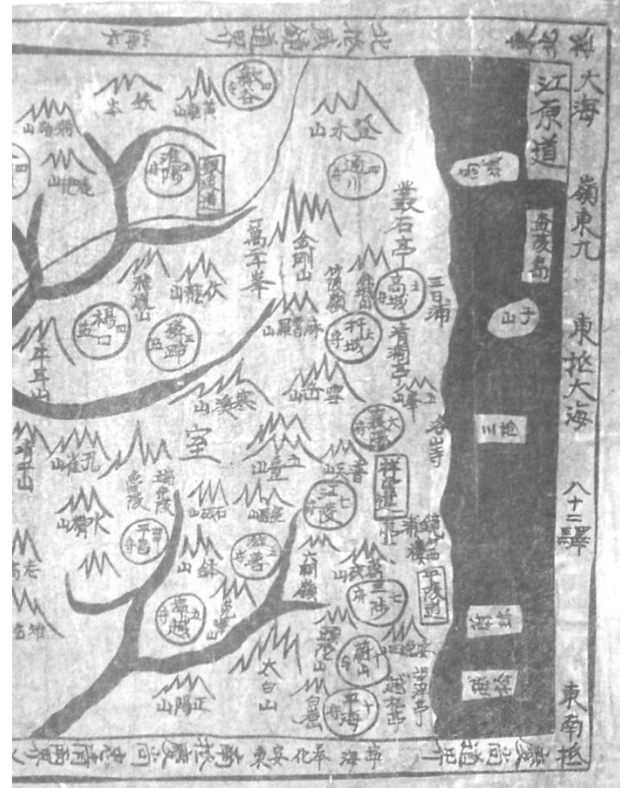


2010(平成22)年4月29日

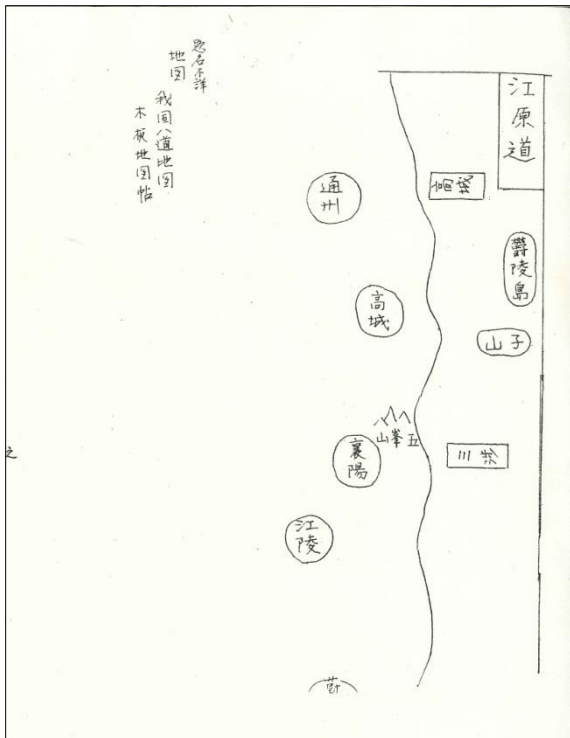
1. 「子山島」の載る朝鮮地図



「嶺南大学校独島研究叢書3」所収「江原道」(輿地図)  
(18世紀後期)



古代出雲歴史博物館所蔵「江原道図」(輿地図)  
18世紀中～末期



神戸市立博物館所蔵「江原道図」  
(1981年川上健三氏の筆写による)



「嶺南大学校独島研究叢書3」所収「東国八道大総図」



여지고람도보 輿地攷覽圖譜  
 목판본 / 1683년 이후 / 1책 13면 : 24.0×28.0 cm / 古朝鮮61-18

朝鮮地図について解説

輿地図帖：上で考察した大型道別郡県図集は、大部分が中央における行政・軍事の目的によって作成したものであり、一般国民が利用できるものではなかった。また筆写本でもあった。‘輿地図’あるいは‘天下地図’の名称を持つ簡略な地図帳が朝鮮後期に至って広く一般人たちの間で普及するようになった。この地図帳は朝鮮後期の木版印刷の発達、社会経済的変化とともに版本または筆写本として広く流布したものと考えられる。広く流布した証拠として、現在まで残っている地図帳の量が多く、またその内容が多様であることが挙げられる。

地図帳の類型：輿地図冊は、版本を基準としてその内容構成を分類すると、次の4類型に分けることができる。

- ① 天下図・中国図・東国八道大総図・八道分図・日本国図・琉球国図などを含む13図から成る地図帳。
  - ② 上の地図帳から日本国図・琉球国図・東国八道大総図(朝鮮全図)を除いた10図から成る地図帳。
  - ③ 魏伯珪(1727~1798)が1770年に著述し、かれの子孫が1822年に木版で刊行した『寰瀛誌』に収められた地図を抜き出して地図帳としたもの。
  - ④ 八道分図と駅・鎮・管・堡・山城・民戸・田結など、地誌資料を含む小型折り畳み地図(10.3×5.5cm)など。
- 筆写本の地図帳は版本をそのまま写本にしたものが多い。しかし筆写本の中には筆写者の必要に応じて、都城図(ソウル)・松京図・天地図・盛京図・燕京図・遼薊關防地区図などを付け加えたものや、鄭尚驥の八道地区を小縮尺にして作った八道地区図帳などの存在も指摘することができる。

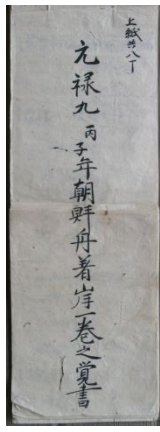
地図帳の制作年代：これらの地図帳の大部分は、編者の刊記が無く、地名の変遷、ある郡県における府・郡・県などの昇降、地図帳に戸口と田結数が記載されている場合、その戸口と田結数を基準にして地図の制作年代を推定するほかない。現在、古地図を比較的多く所蔵しているソウル大学図書館、国立中央図書館、崇実大学、高麗大学、嶺南大学、誠信女子大学などの図書館あるいは博物館に所蔵されている地図帳と、筆者が収集した地図帳などをもとにしてその制作年代を区分すれば、17~18世紀のものと18~19世紀のものに大別できる。

17~18世紀のものとしては、孝宗3年から肅宗9年の間(1652~1683)に刊行されたと推定される木版本があり、英祖と正祖時代に該当する版本として、1767~1776年の間に作成されたものと、1767年以前のもを挙げるができる。ここで述べた2種の版本を見ると、内容は類似しているが同一の版本ではなく、実際にはその種類はさらに多様なものであったと推定される。17~18世紀の版本地図帳には大部分の地図帳の編者と刊記が記載されていない。しかし英祖年間に刊行された版本中、天下図の枠外に‘康熙二十三年甲子謹製’と陰刻で追記したものを10余年前に入手した。この地図帳は、道別図の地名などを見ると、1767~1776年の間に製作されたものと推定されるが、上の追記を見ると1684年(肅宗8年)に当たる。同じ地図帳でも天下図の版刻年代と八道分図の版刻年代が異なる場合があることを考えれば、同じ地図帳における年代の差異を理解することができる。

英祖年間の版本と推定される地図帳として、先に述べた八道地区図、または袖珍八道地区図と呼ばれる非常に小さい、携帯用の地図帳がある。この小型地図帳は屏風のような折り畳み式になっていて、16節の両面に道別地区図と簡単な地誌資料が入っている。この小型地図帳は現在まで比較的多く残っていることを見ると、旅行用などに広く利用されたものであると推定される。

17~18世紀の筆写本は、版本と同じく、孝宗~肅宗年間のものと同祖年間のものと同指することができる。国立中央図書館所蔵で6冊から成っている天下地区(輿地区)は、一般的な天下地区図に遼薊・松都図・都城図(ソウル)・道別図・郡県図などが含まれていて、上で考察した大型輿地区図帳と一般の天下地区図帳を合わせたもので、その制作年代は咸鏡道茂山が新設された肅宗10年(1684)から慶尚道安陰・山陰が安義・山清に改名される前、すなわち英祖43年(1767)の間に作成されたものと推定される。

① 「村上文書」元禄9 (1696)年



一 安龍福見ハ竹嶋ヲ竹ノ嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ  
一 竹嶋見ハ竹嶋トシテ

安龍福申候ハ竹嶋ヲ竹ノ嶋ト  
申朝鮮国江原道東萊  
府ノ内ニ 鬱陵嶋ト申嶋  
御座候是ヲ竹ノ嶋ト申由申候  
則八道ノ図ニ 記之所持仕候  
松嶋ハ右同道之内子山ト申  
嶋御座候是ヲ松嶋ト申由是モ  
八道之図ニ 記申候  
当子三月十八日朝鮮国朝

③ 「竹島考」岡島正義著  
文政11(1828)年



セルラバ一島ニ誤テ西嶋ノ名ヲ奉タルモ  
ノト弄推シ因幡志ニ鬱陵島日本ニテハ  
ラ竹島ト抄レ子山島コレヲ松嶋ト云ト註  
タルモノナラシト子トハ字ノ形相似シ  
レバ傳寫ノ誤ナル可猶本番ニ實ス片ハ直  
差誤頭然タリ予ガ推推ノ如ナル片ハ元  
其嶋ハ竹島ニ非バソノ傍ニ松島ノ有ベキ  
道理ナシ又十山回ト云ルハ鬱陵島ノ古  
ナレバ別島ノ名ニハ非斯ニ支證ヲ奉ル  
東國通鑑卷之 壬辰 梁天監二年 六月十山  
降新羅船其貢國在 溟列正東海島名鬱陵地

② 「因幡志」安部恭庵著  
寛政7(1795)年



初ノ一卷舟法度リ条目ハ以前船向屋タルキ  
當時ノ領主龜井武藏守殿ヨリ下ワレシ半紙  
ノ巻物也次ニ四スル船驗ハ元禄九年六月五  
日朝鮮人十一人騎ノ船香屋ノ津へ着ケル片  
ノ船驗ノ字ナリ朝鮮島ハ鬱陵島日本行  
船子山嶋ト申候是ナリ其片ノ船長ヲ安同  
知ト呼フ是ハ是ヨリ前後竹嶋ト云フ嶋ヲ伯  
列米子町人大屋村川西家昔ヨリ彼嶋ヲ持居  
テ舟棧渡海シテ具嶋ヨリ獲テ取カヘリケル

④ 「肅宗実録」肅宗22・元禄9(1696)年

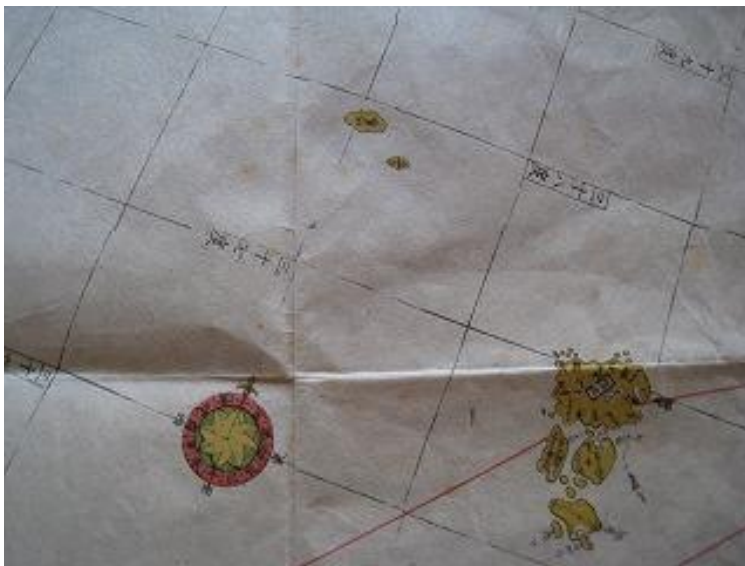


等龍福以為渠本居東萊為省母至蔚山通達僧雷憲等備說項年往來鬱陵  
島事且言本島海物之豐富雷憲等心利之遂同乘船與寧海萬工日夫等  
俱發到本島主山三峰高於三角自南至北為二日程自東至西亦然山多雜  
木鷹為猫倭船亦多來泊船人皆恐渠倡言鬱島本我境倭人何敢越境侵犯  
汝等可共縛之仍進船頭大喝倭言吾等本住松島偶因漁採出來今當還往  
本所松島即子山島此亦我國地汝敢住此耶遂北至晚拖舟入子山島倭等  
方列釜驚焚魚雷渠以杖撞破犬言叱之倭等收乘載船舉帆回去渠仍乘船  
追趁奔遇狂風漂到玉岐島島主問入來之故渠言頃年吾入來此處以鬱陵  
子山等島定以朝鮮地界至有關白書契而本國不有定式今又侵犯我境是  
何道理云爾則謂當轉報伯者州而久不開消息渠不勝憤慨乘船直向伯者  
州假稱鬱陵子山兩島監稅特使人通告本島送人馬迎之渠服青帖裏着黑  
布笠穿皮鞋乘轎諸人並乘馬進往本州渠與島主對坐廳上諸人並下坐中  
階島主問何以入來答曰前日以兩島事受出書契不查明白而對馬島主奪  
取書契中間偽造數違差倭非法橫侵吾將上疏關白歷陳罪狀島主許之遂  
使李仁成構疏呈納島主之父來德伯者州曰若登此疏吾子必重得罪死請  
丙子

勿得入故不得稟定於關伯而前日犯境倭十五人摘發行罰仍謂渠曰兩島  
既屬兩國之後或有更為犯越者島主如或橫侵並作國書定譯官入送則當  
為重處仍給糧定差倭護送渠以帶去有韓辭之云雷憲等諸人供辭略同備  
違司答請姑待後日登對稟處犯之○庚辰引見大臣備局諸臣領議政抑尚  
違曰安龍福不畏法禁生事他國罪不可宥貸且彼國僻遠漂海人必自對馬  
島側也而直自其處出送不可不以此明白言及而龍福姑待渡海譯官還來  
後置斷宜矣左議政尹趾善亦以為然刑曹判書金鎮龜曰臣以領相之言往  
問右議政徐文重以為此事所關不輕自古交隣之事初以微細末或至大對  
馬島若聞龍福之事必憾怒我國宜先通報而因龍福等以待彼中消息然後  
論斷判府事申翼相以為通告對馬島似不可已而聽其兩言後處置有同稟  
今一違通告一違處斷似當云矣 上問諸臣諸臣皆以為龍福罪狀難貸先  
通島主後更觀事機而處斷為宜上曰龍福之罪決不可宥亦不可不通告  
馬島渡海譯官還來後處之可矣尚違請問議于南九萬尹趾先允之尚違曰  
李仁成稟疏其罪亦重而若論首從仁成為從宜斷以次律其餘只為漁採而  
去當置而不論矣 上可之尚違陳關西清社又被電災將成赤地海西收米  
肅宗 卷三十 二十二年丙子十月

## 2. 「大日本海陸全図」

長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」を参考にして海路の里数を加えた日本図。1864年江戸で作成。島根県内3枚目、隠岐で発見。



### 3. 「日露清韓明細新図」

2010年4月1日韓国の聯合ニュースが、嶺南大学校独島研究所が公開した新地図と報じた。1903年日本の軍部が作成し、大韓帝國の国境内に竹島松島を描いていることを指摘している。島根県内に1904年版の同種のものがあり、アルゴノート島の竹島、ダジュレー島の松島とともに鬱陵島を意味していること、“帝国陸海軍測量部編纂”とあるがそのような組織は当時ないことがわかる。また明治大学所蔵のものには、袋入り、袋には「軍隊用ポケット入り」とあり、民間作成で外地に出征する兵隊向けに売り出したものか何かで、島の形なども正確ではないということも言える。

聯合ニュース

「独島は朝鮮領土」、日本国家機関の地図公開 2010/04/01 19:58 KST

【慶山1日聯合ニュース】嶺南大学の独島(日本名:竹島)研究所は1日、独島を韓国領土と表記した日本地図「日露清韓明細新地図」を公開した。

同地図は1903年に日本の「帝国陸海測量部」が編さんしたもので、ここ10年にわたり独島関連資料を収集してきた大邱市の市民が昨年末に入手し、このほど独島研究所に鑑定を依頼した。

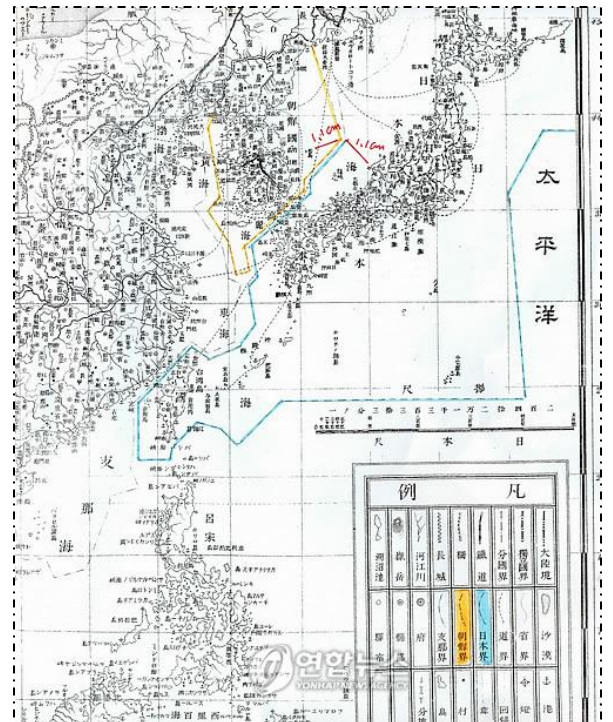
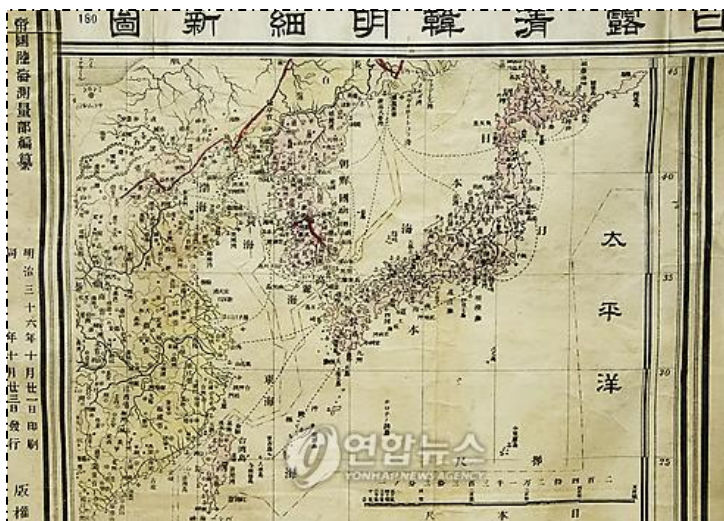
地図はアジア、欧州、アフリカまでが正確な尺度で精密に製作され、旧日本名の竹島(鬱陵島)、松島(独島)を「朝鮮界(朝鮮の領土)」に含めている。特に、独島と隠岐諸島の間に韓日の国境線を引いており、日本政府が独島を当時の大韓帝國の領土と認めていたことがわかる。

この地図では台湾が日本領土に含まれている。独島研究所の金和経(キム・ファギョン)所長は、地図には日本政府が日清戦争で取得した台湾を自国領土として公式化する目的があったようだと言及。日本側は自ら国境線を引き、独島を韓国領土として認めた証拠があるだけに、独島領有権主張を取り下げるべきだと促した。

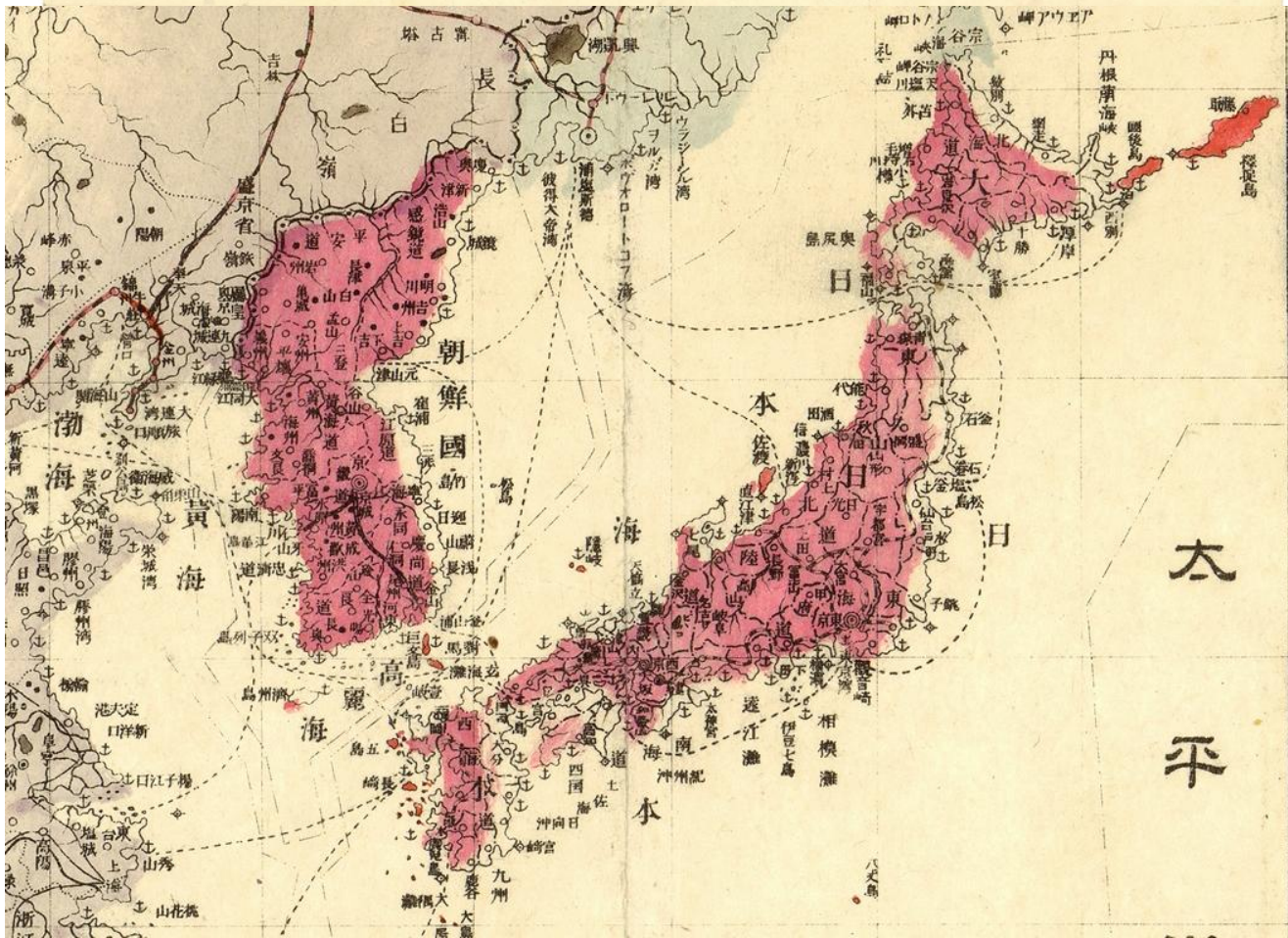
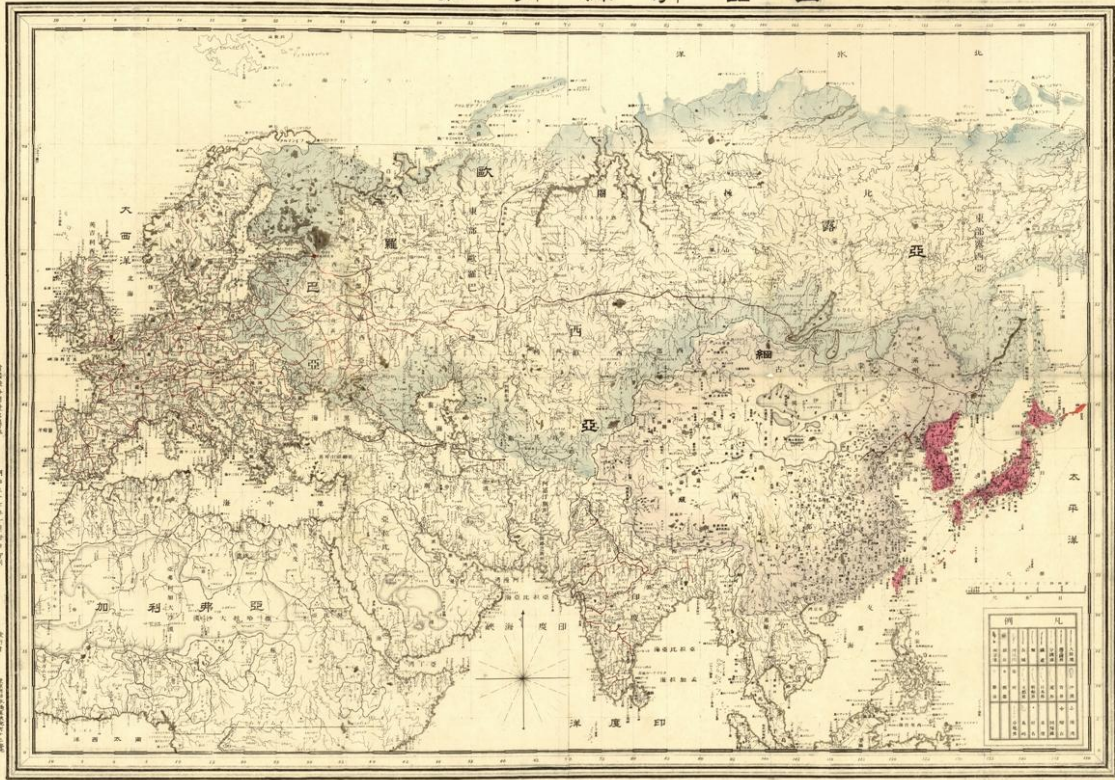
[http://img.yonhapnews.co.kr/Basic/Article/JP/20100401/20100401200038\\_bodyfile.jpg](http://img.yonhapnews.co.kr/Basic/Article/JP/20100401/20100401200038_bodyfile.jpg)

公開された地図。台湾は青線の日本領土に含まれているが、独島は黄線の朝鮮領に入っている＝1日、慶山(聯合ニュース)

<http://japanese.yonhapnews.co.kr/relation/2010/04/01/0400000000AJP20100401002700882.HTML>



日露清韓明細新圖



45  
40  
35  
30